

千葉県建設工事検査要綱

令和5年度改訂版

千 葉 県

目 次

1	千葉県建設工事検査要綱	1
2	千葉県建設工事検査要綱の運用	24
3	中間検査実施細目	28
	第1章 土木工事	28
	第2章 土木工事（農業農村整備事業・森林整備事業）	31
	第3章 上水道工事	34
	第4章 建築・設備工事	36
4	工事成績評定等実施要領	38
	工事成績採点の考査項目別運用表	
	1. 土木工事	46
	2. 営繕工事	103
	・記入方法及び留意事項（別紙－7）	132
	・「施工プロセス」のチェックリスト（別紙－8）	135
	・工事成績評定等実施要領第5（4）の規定による 工事における創意工夫等実施状況の受注者からの提出について	143
5	工事成績評定結果公表要領	147
	・工事成績評定等実施要領の第9及び第10の規定による説明請求等の取扱について	149
6	工事成績評定評価委員会規則	151
7	千葉県建設工事検査要綱等検討委員会設置要綱	153
8	千葉県請負工事監督検査事務処理要領	155
9	建設工事監督技術基準	158
	・別表 第3条（監督の実施）	160
	・様式－2 総合評価現場確認	163
10	千葉県建設工事検査基準	164
	(1) 検査の方法	
	ア 一般共通事項	164
	イ 検査の項目	166
	ウ 土木工事の工種別検査方法	167
	エ 土木工事（農業農村整備事業）の工種別検査方法	176
	オ 合格判定方法	177
	(2) 出来形検査基準	
	ア 土木工事	178
	イ 土木工事（農業農村整備事業）	181
	ウ 建築工事	185
	エ 設備工事	196
11	様式作成上の留意事項	222

千葉県建設工事検査要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）に定める検査のうち、知事が発注する建設工事の検査について、知事の命を受けた検査監が厳正かつ効率的な検査を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、下記に定めるところによる。

- (1) 組織規程 千葉県組織規程（昭和32年千葉県規則第68号）をいう。
- (2) 本 庁 組織規程第2章（本庁）に規定する部及び課をいう。
- (3) 出先機関 組織規程第3章（出先機関）に規定する出先機関をいう。
- (4) 主務部長 組織規程第2章第7条（部の名称）に規定する部長をいう。
- (5) 主務課長 組織規程第2章第8条（課等及びこれらに属する室等の設置）に規定する課長をいう。
- (6) 課 長 県土整備部技術管理課長をいう。
- (7) 所 属 長 組織規程第18条（出先機関の設置）に規定する出先機関の長をいう。
- (8) 建設工事 土木工事、建築工事及び設備工事をいう。
- (9) 検 査 監 組織規程第2章第17条（本庁の職制）第7項及び第3章第143条（出先機関の職制）第11項に規定する検査監をいう。

(事務の総括)

第3条 県土整備部長は、この要綱に定める検査に係る事務を総括する。

- 2 県土整備部長は、建設工事の検査に関し必要があると認められるときには、主務課長に対して報告又は意見を求めることができる。

(検 査)

第4条 検査監は、課長又は所属長が指定する検査及びこれに係る事務を行う。

- 2 課長は、前項の検査に関し検査監を指揮監督する。
- 3 検査の種類は、次のとおりとする。

完 成 検 査 建設工事が完成したときに行う検査をいう。ただし、不可抗力による損害のときは「完成（確認）検査」とする。

出 来 形 検 査 建設工事の既済部分について、部分払いを行う検査をいう。

ただし、完成検査に先立って引き渡しを受けるときは「出来形（部分引渡し）検査」とし、契約解除をするときは「出来形（打切り清算）検査」とする。

中 間 検 査 指定工種を含む建設工事について施工途中に行う検査をいう。

ただし、部分使用をするときは「中間（部分使用）検査」とする。

4 検査の区分は、次のとおりとする。

本庁の検査監	出先機関の検査監
出先機関の検査監が行う検査を除く検査。	1 件の請負代金額が5千万円未満の土木工事の検査。 「中間検査実施細目」に定める検査。 ただし、本庁執行に係る検査及び知事が特に必要と認める検査を除く。

(検査の通知等)

- 第5条 検査は、主務課長又は所属長が受注者から工事完成（出来形・中間）通知書（以下「通知書」という。）を受理した日から起算して14日以内に完了するものとする。
- 2 本庁の検査監が行う検査については、主務課長又は所属長が通知書を受理した日から5日以内に工事完成（出来形・中間）報告書（別記第1号様式）により課長に報告するものとする。
- 3 課長は、前項の報告があったときには当該検査を行う検査監を指定し、工事検査実施通知書（別記第2号様式）により主務課長又は所属長及び受注者に通知するものとする。
- 4 出先機関の検査監が行う検査については、所属長が当該検査を行う検査監を指定し、工事検査実施通知書により受注者に通知するものとする。

(検査の立会い)

- 第6条 検査には、主務課長若しくは所属長又はこれらの長が命ずる職員及び当該検査に係る建設工事の受注者等を立ち合わせるものとする。

(検査の方法)

- 第7条 検査は、「契約書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書」（以下「契約図書」という。）千葉県建設工事適正化指導要綱、各種仕様書、千葉県建設工事検査基準及びその他関係図書と施工管理記録及び工事目的物を対比して、その合否を判定するものとする。
- 2 地下、水中、その他仕上げ内部面等外部からの検査が行い難い部分については、前項によるもののほか、監督職員の立会い及び段階確認の記録資料等により検査することができる。
- 3 完成検査、出来形検査及び中間検査を行う場合は、当該検査に必要な範囲内において、破壊若しくは分解又は試験等により検査することができる。

(復 命)

- 第8条 検査監は検査を行ったときは、原則として検査日を含めて5日以内に工事検査調書（別記第3号様式）に下記関係書類を添付し、課長又は所属長に復命するものとする。
- (1) 工事成績評定表（別記第4号様式）
- (2) 手直しの場合は、手直し工事指示書（別記第5号様式）

(工事の手直し等)

第9条 課長は、本庁の検査監が行った検査により、出来形、品質等が契約図書及びその他関係図書と相違し、又は不完全と認められるときは、手直し工事指示書により補修又は改造を、主務課長又は所属長に指示するものとする。

2 主務課長又は所属長は、前項の指示を受けたときは、手直し工事指示書により直ちに受注者に補修又は改造を指示するものとする。

3 課長は、第1項の補修又は改造が極めて重大であると認められるときには、遅滞なく県土整備部長に報告し、県土整備部長は主務部長に通知するものとする。

4 出先機関の検査監が行う検査は、前3項の規定を準用する。

(準用)

第10条 手直し工事の検査は、第5条から第9条までの規定を準用する。

(認定通知等)

第11条 課長は、本庁の検査監が行う当該検査に係る建設工事の完成（出来形・中間）について認定するものとする。

2 課長は、前項の認定をしたときは、工事認定通知書（別記第6号様式）に工事検査調書及び工事成績評定表を添付し、主務課長又は所属長に通知するものとする。

3 課長は、第1項の認定をしたときは、工事検査結果通知書（別記第7号様式）により受注者に通知するものとする。

4 出先機関の検査監が行う検査は、第1項及び前項の規定を準用する。

(その他の検査)

第12条 地方自治法第180条の7の規定による補助執行に係る検査及び知事との協議が整い受託した検査については、この要綱を準用する。

(報告)

第13条 所属長は、その所管に係る検査のうち、1件の請負代金額が100万円を超える建設工事について、検査執行状況報告書（別記第8号様式）により各四半期ごとにとりまとめ、翌月10日までに課長に報告するものとする。

第14条 主務部長は、検査監の任免又は異動があったときには、遅滞なく検査監異動状況報告書（別記第9号様式）により県土整備部長に報告するものとする。

附 則 この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和52年5月10日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 昭和59年10月1日以前に入札執行され、現に継続している工事については、工事検査基準のみ昭和51年4月1日に制定された千葉県建設工事検査要綱によるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、昭和63年6月1日から施行する。

(経過措置)

2. この要綱の施行の日以前に入札執行され、現に継続している工事については、改正前の要綱によるものとする。

3. 改正前の要綱の規定による別記様式に基づいて調整した用紙は、この要綱の施行以後においても、当分の間、所要の調製をして使用することができるものとする。

附 則 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. この要綱の施行の際、現に継続している工事については、従前の検査区分による。

3. 従前の別記様式は、この要綱に規定する別記様式とみなし、平成8年3月31日まで使用することができる。

附 則 この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2. 平成13年10月31日以前に入札執行され、現に継続している工事については、改正前の検査基準による。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

検査受付用

整理番号	
事業所管課	

第 号
令和 年 月 日

県土整備部 技術管理課長 様

工 事 完 成
出 来 形 間
中 報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

所属名

発注年度		予算区分	公共・県単・企業・その他()
路線・河海 事業名			
工事番号及び 工事名	工事番号 第 号		
工事箇所			
受注者	住所		
	氏名		

調整受付	室受付	公印 使用 状況	1 実施通知	2 認定通知	3 検査結果	結果受領者
月 日	月 日		月 日	月 日	月 日	月 日

年度	会計	款	項	目	細目	投資	性質

別記第1号様式

整理番号	
事業所管課	

第 号
令和 年 月 日

県土整備部 技術管理課長 様

〇〇土木事務所長

工 事 完 成 出 来 形 中 間 報 告 書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

発注年度		予算区分	公共・県単・企業・その他()
路線・河海 事業名			
工事番号及び 工事名	工事番号 第 号		
工事箇所			
受注者	住所		
	氏名		
当初設計金額	円	契約年月日	令和 年 月 日
変更設計金額	円	着工年月日	令和 年 月 日
精算金額	円	完成期限	令和 年 月 日
請負代金額	円	完成 出来形 中間 年月日	令和 年 月 日
既支払額	円	完成・出来形・中間 通知書受付年月日	令和 年 月 日
完成 出来形 金額	円	今回支払額 (残額)	円 ()
備考			

様

千葉県県土整備部技術管理課長
(公印省略)

工事検査実施通知書

このことについて下記のとおり完成（出来形・中間）検査を実施するので通知します。

記

検査実施年月日	令和 年 月 日
検査監氏名	
路線・河海 事業名	
工事番号及び 工事名	工事番号 第 号
工事箇所	
受注者	
請負代金額	
備考	

別記第3号様式

整理番号	
事業所管課	

令和 年 月 日

検査監

令和 年 月 日 設計図書（出来形調書）に基づき検査の結果下記のとおり完成（出来形・中間）を認める。

記

発注年度		予算区分	公共・県単・企業・その他()
路線・河海 事業名			
工事番号及び 工事名	工事番号 第 号		
工事箇所			
受注者	住所		
	氏名		
当初設計金額	円	契約年月日	令和 年 月 日
変更設計金額	円	着工年月日	令和 年 月 日
精算金額	円	完成期限	令和 年 月 日
請負代金額	円	完成 出来形 中間 年月日	令和 年 月 日
既支払額	円	完成・出来形・中間 通知書受付年月日	令和 年 月 日
完成 出来形 金額	円	今回支払額 (残 額)	円 ()
備考			
	検査立会人 県側		受注者

別記第4号様式

取扱注意

別記第4号様式

取扱注意

工 事 成 績 評 定 表														技術管理課長		室 長		総括監督員										
完成 出来形 中間																												
事業所管課 課・事務所名																												
路線・河海 事業名		工事番号 及び工事名		工事番号 第 号		請負代金額 (当初)		請負代金額 円 (最終)						円														
受注者		現場代理人		主任技術者		監理技術者		工期		当初 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		変更 自令和 年 月 日 至令和 年 月 日		工事 概要														
住所・氏名																												
考 査 項 目		監督員					主任監督員					検査監 (出来形・中間)					検査監 (完成)											
		氏名 印					氏名 印					氏名 印					氏名 印											
項目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																						
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																						
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5		+2.5		0	-7.5	-15	
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15															
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15															
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																						
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	-10	-20	
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0	-	+5.0		+2.5		0	-5	-	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応																											
5. 創意工夫	I. 創意工夫		+7.0			0																						
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-	-															
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点											
評定点 (65±加減点合計)		① . 点					② . 点					③ . 点					④ . 点											
7. 評定点計		点 ○出来形(中間)検査があった場合 : (① 点×0.4 + ② 点×0.2 + ③ 点×0.2 + ④ 点×0.2) = 点 ※但し、③ (出来形、中間) が2回以上の場合は平均値 ○出来形(中間)検査がなかった場合 : (① 点×0.4 + ② 点×0.2 + ④ 点×0.4) = 点																										
8. 加重平均による評定点		点																										
9. 法令遵守等 ⑤		- 点																										
10. 評定点合計 ⑥		点 ○8.評定点計(点) - 9.法令遵守等(点) = 点																										
11. 総合評価項目不履行による減点		無し 有り 対象外																										
所 見		[監督員]					[主任監督員]					[検査監]																

注 1) 1~3の評定(65点±加減点合計) + 4、5、6の評定(加減点合計) = 評定点
各評定点(①~④)は小数点第1位まで記入する。 請負金額500万円以上の建設工事を対象とする。
2) 出来形、中間検査があった場合 ①×0.4 + ②×0.2 + ③×0.2 + ④×0.2 = 評定点計
出来形、中間検査がなかった場合 ①×0.4 + ②×0.2 + ④×0.4 = 評定点計
3) 出来形、中間検査があわせて2回以上あった場合、検査点は出来形、中間検査を合わせた平均点で計算する。

4) 評定点合計は、四捨五入により整数とする。(小数1位を四捨五入)
5) 出来形、中間検査の場合、対象工事内容を「工事概要」欄に記入する。
6) 出来形、中間検査完了後、認定通知書と共に評定表を所属に返還する。
7) 出来形、中間検査時の考査・評定は検査監のみである。

〇〇土木事務所長 様

県土整備部 技術管理課長 印

手 直 し 工 事 指 示 書

令和 年 月 日検査の結果下記のとおり手直しを必要とするので措置
(補修又は改造) してください。

記

路線・河海 事業名					
工事番号及び 工事名	工事番号 第 号				
工事箇所					
受注者	住所				
	氏名				
請負代金額					
手直し工事期限	令和 年 月 日	県側 立会者		受注者側 立会者	
手直し工事指示 事項					
備考					

〇〇土木事務所長 様

県土整備部 技術管理課長

工 事 認 定 通 知 書

このことについて、下記のとおり完成（出来形・中間）を認定する。

記

検査年月日	令和 年 月 日			
検査監				
路線・河海 事業名				
工事番号及び 工事名	工事番号 第 号			
工事箇所				
請負代金額	円	工 事	契約年月日	令和 年 月 日
			完成・出来形・中間 年 月 日	令和 年 月 日
完 成 出来形 金額	円	既 支 払 額		円
		今 回 支 払 額		円
受注者				

(注) 同封の検査結果通知書を受注者に送付してください。

様

千葉県県土整備部技術管理課長
(公印省略)

工事検査結果通知書

このことについて、下記のとおり完成（出来形・中間）を認めます。

記

検査年月日	令和 年 月 日			
検査監				
路線・河海 事業名				
工事番号及び 工事名	工事番号 第 号			
工事箇所				
請負代金額	円	工 事	契約年月日	令和 年 月 日
			完成・出来形・中間 年 月 日	令和 年 月 日
完成金額 出来形	円	既 支 払 額		円
		今 回 支 払 額		円
評 定 点	点	総合評価項目 不履行による減点		無し 有り 対象外
備 考				

(注) 同封の検査結果通知書を受注者に送付してください。

項目別評定点

評価項目	細別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3点
	II. 配置技術者	／ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0点
	II. 工程管理	／ 8.1点
	III. 安全対策	／ 8.8点
	IV. 対外関係	／ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9点
	II. 品質	／ 17.4点
	III. 出来ばえ	／ 8.5点
4. 工事特性	施工条件等への対応	／ 7.3点
5. 創意工夫（加点のみ）	創意工夫	／ 5.7点
6. 社会性等（加点のみ）	地域への貢献等	／ 5.2点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事務等による減点	
	総合評価項目 不履行による減点	
評 定 点 合 計		／ 100点

（注）端数処理の関係で評価項目ごとの合計と評定点合計が一致しない場合がある。

		公 共		県 単		企 業		その他 ()		計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中 間	全体										
	その内	低入札	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		総合評価	()	()	()	()	()	()	()	()	()
出来形	全体										
	その内	低入札	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		総合評価	()	()	()	()	()	()	()	()	()
完 成	全体										
	その内	低入札	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		総合評価	()	()	()	()	()	()	()	()	()
計	全体										
	その内	低入札	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		総合評価	()	()	()	()	()	()	()	()	()

別記第 10 号様式【評定点が修正された場合の書式】

令和 年 月 日

契約の相手方
 住所、名称
 代表者氏名 様

発注機関の長 (印)

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定等実施要領に基づき再度評定した結果を通知します。

工 事 名	工事番号 第 号
工 期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
完成検査年月日	令 和 年 月 日
当 初 評 定 点	点
修 正 評 定 点	点
備 考	

令和 第 年 月 日 号

様

印

工事成績評定に係る説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 疑問に対する回答

（工事成績評定表、考査項目別運用表、プロセスチェックリストの写し添付）

（注）この説明書(回答)に異議がある場合には、説明書(回答)を受理した日から 14 日以内に発注機関の長に再説明請求が出来ます。

別記第12号様式

令和 年 月 日

発注機関の長

様

受注業者

工事成績評定に係る説明書（再説明）請求書（依頼）

令和 年 月 日付で通知を受けた工事検査結果通知書の評定点に対して、下記のとおり説明（再説明）を求めます。

記

1 工 事 名

2 疑問に対する回答

（注）説明、再説明のどちらか一方を二線でもって消去すること。

令和 第 年 月 日
号

工事成績評定評価委員会
委員長 技術管理課長 様

発注機関の長

工事成績評定に係る意見請求書（依頼）

から下記工事について「工事成績評定等実施要領」第9の規定による工事成績評定点に係る説明請求を受け、別紙のとおり回答したところ異議を申し立てられました。

このため、再度回答するにあたり同要領第11の2の規定により、工事成績評定評価委員会の意見を求めます。

記

- 1 工 事 名

- 2 受注業者の異議申立内容等

- 3 関係書類
別紙のとおり

別記第14号様式

令和 年 月 日
第 号

発注機関の長

様

工事成績評定評価委員会
委員長 技術管理課長

工事成績評定に係る意見書（回答）

令和 年 月 日付け 第 号で依頼のありました工事成績評定
に係る意見請求については、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 意 見

別記第15号様式

令和 年 月 日
第 号

受注業者

様

発注機関の長

工事成績評定に係る再説明書（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定点について、
下記のとおり再度回答します。

記

1 工 事 名

2 回 答（別記第17号様式添付）

令和 第 年 月 日
号

千葉県入札監視委員会
委員長 様

発注機関の長

工事成績評定に係る意見請求書（依頼）

から下記工事について「工事成績評定等実施要領」第9の規定による工事成績評定点に係る説明請求を受け、別紙のとおり回答したところ異議を申し立てられました。

このため、再度回答するにあたり千葉県入札監視委員会設置要綱第2条（3）の規定により、委員会の意見を求めます。

記

- 1 工 事 名

- 2 受注業者の異議申立内容等

- 3 関係書類
別紙のとおり

別記第17号様式

令和 年 月 日
第 号

発注機関の長 様

千葉県入札監視委員会
委員長

工事成績評定に係る意見書（回答）

令和 年 月 日付け 第 号で依頼のありました工事成績評定に係る意見請求については、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 意 見

千葉県建設工事検査要綱の運用

趣 旨（第1条）

- 1 この要綱の運用は、千葉県建設工事検査要綱に基づく検査の実施に必要な運用事項を定めたものである。
- 2 適用範囲
知事が発注する建設工事に係る検査を適用範囲とする。
- 3 適用除外とするもの
 - (1) 農林水産部森林課の所管に係る工事のうち、造林・植栽・下刈・運搬・その他これに類するもので、森林課長が指定するもの。
 - (2) 知事が、市町村又は公共的団体等に業務を委託し、当該委託契約に基づいて工事が完了し、主務課においてその工事目的物の引渡しを受けるために行う検査。
 - (3) 市町村又は公共的団体が実施する補助事業で、補助金の額を確定するために行う検査。
 - (4) 建物、その他工作物で維持管理上必要な修繕的工事のうち軽微なもの。

事務の総括（第3条）

県土整備部長は、県土整備部が検査事務を所掌するため、事務の総括責任者として、主務部長に対し、必要事項についての報告及び意見を求めることができるものとする。

検 査（第4条）

- 1 課長又は所属長は、検査監の指揮、監督及び検査監の指定並びに工事の認定等の事務を執行するものとする。
- 2 出先機関の検査監が行う検査とは、千葉県事務決裁規程（昭和31年訓令第10号）第23条（出先機関専決事項）第1項の規定により定めたものである。
- 3 請負代金額とは、最終契約金額を示すものである。
- 4 建築工事及び設備工事の検査は、原則として本庁の検査監が実施するが、軽微な工事については、課長との協議により出先機関の検査監が実施することができるものとする。
- 5 設備・建築の異工種を含む土木工事の検査は、土木及び異工種合同の完成検査（連名）又は異工種の完成は中間検査として実施する。ただし、異工種が軽微な場合は、検査監の判断により単独の検査とすることができる。
建築工事又は設備工事が主となる場合も同様とする。
- 6 本庁執行に係る検査とは、本庁の各主務課において直接建設工事を執行した場合に実施する検査をいう。
- 7 知事が特に必要と認める検査とは、出先機関の検査監の所掌に係る検査であっても特に本庁の検査監の検査を必要とする場合は、県土整備部長の承認を得て実施する検査をいう。
- 8
 - (1) 完成検査とは、建設工事請負契約書（以下、「契約書」という。）第32条（検査及び引渡し）に係るものをいう。
 - (2) 完成（確認）検査とは、契約書30条（不可抗力による損害）に係るものをいう。
 - (3) 完成検査は、当該検査済みの出来形及び中間を含むものとする。
- 9
 - (1) 出来形検査とは、契約書第38条（部分払）に係るものをいう。

(2) 出来形（部分引渡し）検査とは、契約書第39条（部分引渡し）に係るものをいう。

(3) 出来形（打切り清算）検査とは、契約書第51条（解除に伴う措置）に係るものをいう。

10 (1) 中間検査とは、契約書第15条（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）に係るもので、別途「中間検査実施細目」による。

(2) 中間（部分使用）検査とは、契約書第34条（部分使用）に係るものをいう。

検査の報告等（第5条）

1 検査の期日は、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第5条及び契約書第32条第2項の規定により、発注者が工事の完成通知書を受理した日から14日以内に検査を完了するように定められている。この要綱において事務手続上、更にこれを明確にしたものである。

しかしながら、14日以内であればいつ検査を実施してもよいということではなく、行政効果の推進及び受注者の保護等の面からもできる限り早い時期に検査を実施することが望ましい。

2 本庁の検査監が行う検査の依頼及び検査調書等については、原則として電子メールにより下記期日までに提出する。

(1) 土木検査室への検査依頼は、検査希望日の2週間前の火曜日までに提出。

(2) 上記以外の検査室への検査依頼は、検査希望日の属する月の前月の20日までに提出。

(3) 工事検査調書等の提出は、検査希望日の1週間前までに提出。

検査の立会い（第6条）

1 検査の厳正かつ円滑な実施を図るためには関係者の立会いを求めて検査を実施することが必要不可欠であり、契約書においても立会いを義務づけている。

本条は、検査時の発注者（県）及び受注者等における立会者の範囲を定めた。

また、工事の受託についても同様とする。

2 検査の立会者は、原則として発注責任者である主務課長又は所属長が立会うものとし、これらの者が立会えないときは、主務課長又は所属長が命ずる職員とする。

受注者については、契約当事者又は現場代理人とし、主任技術者、監理技術者及び専門技術者等関係者を同時に立会わせるものとする。

検査の方法（第7条）

1 検査の方法は、契約の相手方である受注者に対して設計図書の意図する工事目的物が法令及び関係図書に適合しているか、施工体制、施工状況、出来形・品質及び出来ばえ等の評価に基づいて判定する。

2 検査にあたっては要綱第7条（検査の方法）に定めるものの他、当該工事に係る施工体制、施工計画書、承認図、工事履行報告書、工事工程表、工事打合せ簿、施工管理基準等に基づいた施工管理結果綴り及び工事目的物とを対比して、その合否を判定するものとする。

3 検査監は、必要に応じて監督職員及び受注者等立会者の意見を求めることができる。

復 命（第8条）

- 1 工事検査調書は、千葉県財務規則第100条（検査調書の作成）の規定により、契約の履行確認又は履行過程における出来形若しくは中間検査について、その結果を調書として作成するものであり、契約に基づく請負代金額の支出並びに課長又は所属長の認定根拠ともなる重要な意義をもつことからの確なものでなければならない。
また、出来形検査の場合は、工事検査調書のほかに出来形調書等を添付し、確認の内容を明らかにしておくこととし、中間検査の場合には検査監が必要と認める範囲内において出来形調書等を添付するものとする。
- 2 工事成績評定表は、当該工事に係る発注者側の評価であり、受注者に対する適正な選定及び指導育成に資するために作成するものであるから、公正に採点しなければならない。
なお、採点方法は別に定める「工事成績評定等実施要領」によるものとし、工事検査調書に添付するものとする。
- 3 中間検査等において、工事の進捗が少ないなど評定することが不適當な場合は、評定しないことができる。
この場合は、評定しない理由を工事成績評定表の所見欄に記載する。
- 4 検査の結果、手直し工事を必要とするときは、手直し工事指示書を作成し、工事検査調書に添付するものとする。

工事の手直し等（第9条）

- 1 検査監の復命に基づく当該工事の検査結果について、補修又は改造を必要とするときは、工事の手直しを指示することとなるが、この指示は文書によって処理し、検査の経過を明らかにしておくものとする。
- 2 受注者に対する指示は、手直し工事指示書に基づいて主務課長又は所属長が行うものとする。なお、極めて重大な手直し工事で課長又は所属長が県土整備部長に報告するときは、事前に当該工事を所掌する主務課長の意見を徴するものとする。

認定通知等（第11条）

課長又は所属長は、工事検査調書等に基づいて工事を認定したときは、当該工事の検査結果通知書により受注者に通知することとしているが、これは契約書第32条（検査及び引渡し）の規定により明確にしたものである。

その他の検査(第12条)

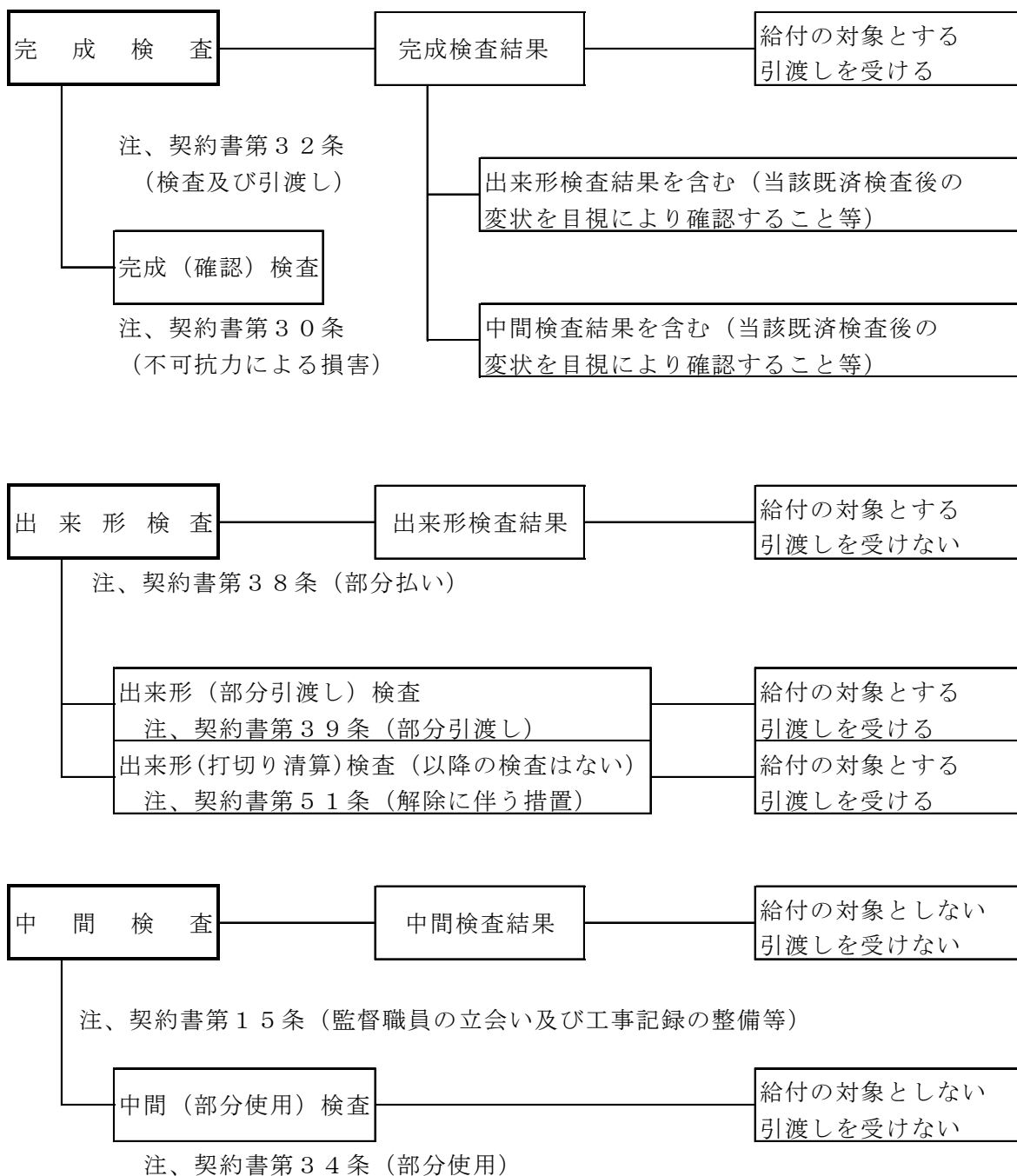
第1条に定める検査のほか、本要綱を準用する建設工事の検査について定めたものである。

報 告（第13条、第14条）

- 1 所属長の所管に係る検査の報告とは、1件の請負代金額が100万円を超え5,000万円未満の建設工事に係る検査執行状況を各四半期ごとにとりまとめ、課長に報告することを定めたものである。
- 2 その他、検査事務の総合調整を図るため、主務部長は検査監の異動状況について県土整備部長に報告することを定めたものである。

(参 考)

検 査 の 種 類



(備 考)

1. 検査は、本庁検査監,又は出先検査監が実施する。
2. 検査監検査とは、完成・出来形・中間検査をいう。
3. 監督職員検査とは、立会い及び段階確認を含めた、立会確認、机上確認をいう。
4. 検査調書は、工事検査調書、工事成績評定表（500万円以上）、工事認定通知書、工事検査結果通知書等である。

中間検査実施細目

第1章 土木工事

(目的)

第1 この細目は、千葉県建設工事検査要綱（以下「要綱」という。）に基づく、中間検査の実施に必要な適用事項を定める。

(中間検査の実施)

第2 中間検査は、原則として当初請負代金額1億円以上の工事、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札工事」という）又は、所属長が必要と認めた工事を対象に実施する。

ただし、低入札工事以外の単純工事（維持修繕、除草、区画線、植樹管理等）は実施しないことができる。

2 中間検査の実施は、完成、出来形、中間の検査時期及び当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。

なお、低入札工事にあっては、原則として2ヶ月に1回、隔月毎に実施する。

3 実施回数は、当初請負代金額が2億円未満の工事は1回程度、2億円以上の工事は2回程度行うものとし、出来形検査はこれを兼ねることができる。

また、その工事の重要度に応じて実施回数を増減できるものとする。

なお、低入札工事の実施時期及び回数は、当該工事の監督職員が検査監と協議のうえ決定する。

4 中間検査の検査監区分は次のとおりとする。

1) 本庁検査監検査

① 請負代金額が1億円以上の工事

② 低入札工事は、予定価格5,000万円以上の土木工事。

2) 出先検査監検査

① 請負代金額が1億円未満の工事で特記仕様書に明記した工種

原則として、舗装工の路盤工、消波工・根固め工のコンクリート捨てブロック・方塊ブロック・籠マット（強度・個数・寸法）、斜面对策工のコンクリート・モルタル吹付け（ラス張・ラス張鉄筋の状況）及びアンカー工について実施する。

② 低入札工事は、予定価格5,000万円未満の土木工事。

(完成・出来形・中間検査と検査済部分との関係)

第3 既に出来形・中間検査で確認した検査済部分は、その後の完成・出来形・中間検査にはその確認を省略する。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

(中間検査の通知)

第4 技術管理課長又は所属長は、要綱に基づき中間検査の実施について受注者に通知する。

(中間検査と給付との関係)

第5 中間検査は、通知書受付年月日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認を行うが給付の対象とはしない。

(中間検査の指定)

第6 中間検査対象工事は、特記仕様書で定めるものとし、工種、項目、時期を明示する。

【参 考】

中間検査の指定対象工事に係る特記仕様書の記載例

1. (中間検査の対象工事)

第〇〇条 本工事は、千葉県建設工事検査要綱第4条に規定する中間検査の指定対象工事とし中間検査を実施する。

(1) 中間検査の実施は、中間検査実施細目に基づき検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の変化点等で行うが実施時期は監督職員が指定する。

なお、検査日及び検査監氏名は別途通知する。

(2) 中間検査は、通知日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認等を行うが、給付の対象とはしない。

(3) 工種及び項目・時期は次の表のとおりとする。

表 中間検査の工種及び項目・時期

区分	指 定 工 種	項 目 ・ 時 期
河川	護岸・堤防	・本体工（鋼矢板・鋼管矢板）の一部打設又は完了時 ・裏込材の施工時又は完了時
	樋門・樋管	・本体工（杭・壁体杭・地盤改良等）の一部又は完了時
	水門	・本体工の鉄筋組立時又は完了時
	堰	・型枠工の組立時又は完了時（コンクリート打設前）
	排水機場	・コンクリート一部打設又は完了時
	水路トンネル	・コンクリート捨てブロック・方塊ブロック・籠マット
	床止め・床固め	・ケーソン
海岸	消波・根固め	・構造物の埋戻し前
	護岸・堤防	・河川等に準じる
砂防	突堤・離岸堤	・施工が1／2程度の段階
	砂防ダム	・基礎地盤掘削の一部又は完了時 ・河川等に準じる
	流路・床固め	・施工が1／2程度の段階
	斜面对策	・施工が1／2程度の段階 ・コンクリート・モルタル吹付け ・アンカー工

区分	指 定 工 種	項 目 ・ 時 期
道路	構造物・土工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構造物の基礎工、鉄筋組立時又は完了時 ・ 構造物の埋戻し前 ・ 施工が1 / 3～1 / 2程度完了時 ・ 河川等に準じる。
	舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路盤工が一部又は完了時
	橋梁下部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎工の一部又は完了時 ・ コンクリート一部打設又は完了時 ・ 河川等に準じる。
	鋼橋上部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 架設工の初期段階又は完了時 ・ 仮組立時又は社内検査終了後
	コンクリート橋 上部 (PC・RC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋組立時又は完了時 ・ コンクリート一部打設又は完了時
	トンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支保工の一部又は完了時 ・ 覆工コンクリート一部打設又は完了時
	共同溝	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄筋組立時又は完了時 ・ コンクリート一部打設又は完了時
港湾 漁港 下水道 その他		<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川等に準じる

- (注) 1. 多工種を含む工事は、主要工種の項目で実施
2. 施工段階及び変化点が明確でない工種は、工事内容の 1/3～2/3 程度の進捗で実施

(4) 本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下、「低入札工事」という。）に該当した場合は、原則として2ヶ月に1回中間検査を実施する。

なお、低入札工事に係る中間検査は（1）及び（2）の規定を準用する。

第2章 土木工事（農業農村整備事業・森林整備事業）

（目 的）

第1 この細目は、千葉県建設工事検査要綱（以下「要綱」という）に基づく中間検査の実施に必要な適用事項を定める。

（中間検査の実施）

第2 中間検査を実施するものは、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 契約書第 34 条（部分使用）の規定による引渡し前に工事目的物の一部を使用する場合の当該部分検査
- (2) 契約書第 39 条（部分引渡し）の規定による工事の完成に先立って引渡しを受けることを指定した部分がある場合、当該部分の検査
- (3) 当該工事の施工後、直ちに中間検査を行わなければ給付の完了確認が著しく困難となる工事
 - ① 整地工事完了後リッパ等をかけ、耕土破碎をする場合
 - ② 河川しゅんせつ工事
 - ③ しゅんせつ盛土工事
- (4) 地中及び水中に没し内部の施工適否を容易に確認し難い工事で、重要度の高い工事又は完成後手直しが著しく困難と思慮される工事
 - ① 基礎工事
 - ・杭 基 礎
径 300mm 以上、使用本数概ね 10 本以上で打込み完了時。
 - ・矢板打工
矢板打の一部打設又は完了時。（矢板護岸を含む。）
 - ・根 固 工
護岸工で各種コンクリート製品物の据付前。
 - ・地盤改良
各種地盤改良工で改良完了時又は出来高 50%以上の時。
 - ② 水路工事
 - ・管水路及びサイフォン
受台、サンドマット等を使用し、管径 600mm 以上延長 100m以上で施工中又は出来高 50%以上の時。ただし道路舗装工を行うものは管径 300mm 以上、延長 300m以上で出来高 50%以上の時。
 - ・水路トンネル
掘削完了時又は出来高 50%以上の時。
 - ③ 道路工事
 - ・舗装
舗装工は施工面積 1,000 m²以上で上層路盤完了時又は施工中。

・トンネル

掘削完了時又は出来高 50%以上の時。

・橋梁

橋梁下部（B活荷重）は基礎工完了時かコンクリート打設一部完了時。

鋼橋上部（B活荷重）は架設作業の初期段階又は仮組立時。

コンクリート（PC）橋上部（B活荷重）は鉄筋組立完了時又はコンクリート打設一部完了時。

④ ダム工事

基礎地盤掘削の一部又は完了時、及びダム盛土工の一部又は完了時。

⑤ 大規模構造物

堰、水門、機場下部等で本体部分が完了し、埋戻し前。

⑥ 吹付工事

面積 1,000 m²以上でラス張り及びラス張り鉄筋張り付け完了時又は施工中アンカー工は施工中又は出来高 50%以上の時。

⑦ 暗渠排水工事

施工面積 10ha 以上で一時埋戻し完了時。

⑧ 区画整理工事

一件工事の中で付帯して施工する前記事項がある時。

⑨ その他

所属長が工事内容又は工事工程により特に必要と認めたもの。

(5) 建築・設備工事

① 建築工事

基礎工、鉄骨、鉄筋等、目視できない部分について適正化を図るため実施するよう努める。（営繕課又は施設改修課に依頼した工事を除く）

② 設備工事

揚排水機で汎用品以外（300mm 以上）については、原則として実施する。（机上検査を含む）

③ 合併施工

設備、建築の異工種を含む 5 千万円未満の土木一式工事の検査は、原則として、事前に異工種の部分完成を本庁の検査監による中間検査として実施する。

また、土木工事を異工種として含む建築・設備工事の検査の場合も、原則として、事前に土木工事の部分完成を中間検査として実施する。なお、本件については事前に担当検査室と打ち合わせる事。

(6) 低入札価格調査制度調査対象工事

原則として 2 ヶ月に 1 回、隔月毎に実施する。

(7) その他

所属長が特に必要と認めたもの。

2 中間検査の検査区分は次のとおりとする。

(1) 本庁検査監検査

- ① 請負代金額が5千万円以上の工事で特記仕様書に明記した工種。
- ② 請負代金額が5千万円未満の工事で、設備、建築の異工種を含む土木一式工事の内、異工種部分の工種。
- ③ 予定金額が5千万円以上の工事で低入札価格調査制度調査対象工事。

(2) 出先検査監検査

- ① 請負代金額が5千万円未満の工事で特記仕様書に明記した工種。
- ② 予定金額が2千5百万円以上5千万円未満の工事で低入札価格調査制度調査対象工事。
- ③ 請負代金額にかかわらず、舗装工の路盤工、消波工、根固工のコンクリート捨ブロック・方塊ブロック・籠マット（強度・個数・寸法）、吹付工事のラス張・ラス張鉄筋の状況及びアンカー工について実施することができる。

(完成・出来形・中間検査と検査済部分との関係)

第3 既に出来形・中間検査で確認した検査済部分は、その後の完成・出来形・中間検査時には、その確認を省略する。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

(中間検査の通知)

第4 技術管理課長又は所属長は、要綱に基づき中間検査の実施について、受注者に通知する。

(中間検査と給付との関係)

第5 中間検査は、通知書受付年月日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認を行うが、給付の対象とはしない。

(中間検査の指定)

第6 中間検査対象工事は、特記仕様書で定めるものとし、第2の(6)に係る中間検査を除き、工種・項目・時期を明示する。

注：特記仕様書の記載例は土木工事【参考】を参照する。

第3章 上水道工事

- 1) 本庁の検査監が行う当該工事の検査は、千葉県建設工事検査要綱第12条（その他の検査）の規定により実施するものとする。
- 2) 中間検査は、水道局施行の「中間検査実施細目」（下記抜粋参照）第2に準ずるものとする。
- 3) 低入札価格調査制度調査対象工事の中間検査は、土木工事「中間検査実施細目」に基づくものとする。

（参 考） 水道局「中間検査実施細目」抜粋
（中間検査の実施）

第2 中間検査は、別表に定めた工事、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札工事」という）又は、所属長が必要と認めた工事を対象に実施する。

- 2 中間検査の実施は当該工事の工程を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。

なお、低入札工事にあつては、原則として2ヶ月に1回、隔月毎に実施する。

- 3 中間検査の検査監区分は次のとおりとする。

（県土整備部検査監検査）

- ① 1件の請負代金額が5千万円以上の土木一式工事、管工事（小規模上水道管理設工事等をいう。）、鋼構造物工事、水道施設工事、塗装工事及び造園工事（以下「土木工事」という。）とする。
- ② 1件の請負代金額が2千万円以上の電気工事、管工事（第1号に規定するものを除く。）、機械器具設置工事、電気通信工事及び消防施設工事（以下「設備工事」という。）とする。
- ③ 全ての建築工事。
- ④ 予定価格が5千万円以上の低入札工事。

（水道局検査監検査）

- ① 1件の請負代金額が5千万円未満の土木工事。
- ② 1件の請負代金額が2千万円未満の設備工事。
- ③ 予定価格が2千5百万円以上5千万円未満の低入札工事。

別 表

中間検査実施工事

工 種	対 象 規 模	中間検査をする時期
推進工	普通推進、2.5m以上 補助工法を伴うもの、全工事	施工時又は貫通時 〃
シールド工	全工事	施工時又は貫通時 立坑完了時
杭打工	異型管防護、仕切弁室、空気弁室、小規模 橋台を除く	概ね 50%施工時
更正工事	全工事	クリーニング時
水管橋 (上部工)	ワンスパン、パイプビームを除く全工事	データ採取の仮組時
管布設工事	1. 口径 400mm 以上 布設延長 300m 以上の工事 2. 口径 400mm 未満 a) 整備工事、公共事業関連工事 布設延長 500m 以上の工事 b) 未普及地区等送配水管布設工事 (※開発行為等による工事を含む) 布設延長 1,000m 以上の工事	布設延長の概ね 50%施工時
管製作接合工	管布設工事に準ずる	布設延長の概ね 50%施工時 溶接箇所を検査できる時
塗装工事		ケレン完了時
コンクリート工事	200m ³ 以上の打設 PC 構造物の全工事	概ね 50%施工時
濾床、濾層工 事	全工事	施工中
特殊工法	工事完了前に確認の必要なもの	施工中
<p>※管布設工事における、開発行為等による工事については、全て水道局検査監検査とする。</p>		

第4章 建築・設備工事

(目的)

第1 この細目は、千葉県建設工事検査要綱（以下「要綱」という。）に基づく中間検査の実施に必要な事項を定める。

(対象工事)

第2 中間検査の対象は次に掲げるものとする。

- (1) 当初設計金額が1億円以上の工事
- (2) 次の建築工事
 - ア) 大規模改造工事における耐震補強工事
 - イ) 杭工事にあつては単独発注以外のもの
 - ウ) 高度な技術を要する特殊な工事
- (3) 契約書第34条(部分使用)の規程により一部使用する場合の当該部分検査
- (4) 低入札価格調査制度調査対象工事(以下、「低入札工事」という。)
- (5) 主務課長又は出先機関の長が必要と認めた工事で次に掲げるもの。
 - ア) 隠蔽、埋設又は水没等で、出来形検査や完成検査時に確認できない部分
 - イ) 土木工事等異工種の込み工事として施工される工事
 - ウ) その他

(検査の実施)

第3 中間検査対象工事は、中間検査の実施時期を特記仕様書に明示する。

なお、明示なき工事であっても、発注後に契約当事者の発注者、受注者協議のうえ検査対象にすることができる。

- 2 検査の実施は、当該工事の工程を考慮する。
- 3 検査回数は次のとおりとする。
 - (1) 第2(1)の1億円以上の工事は1回以上。
 - (2) 第2(4)の低入札工事は、原則2ヶ月ごとに実施する。
 - (3) その他の工事は適時に行う。
- 4 出来形検査は中間検査を兼ねることができる。

(完成・出来形・中間検査と検査済部分との関係)

第4 出来形・中間検査で確認した検査済部分で評定した部分は、その後、完成・出来形・中間検査時には、その確認を省略する。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

(中間検査の通知)

第5 技術管理課長は、要綱に基づき中間検査の実施について、受注者に通知する。

(中間検査と給付との関係)

第6 中間検査は通知書受付年月日までに完了した出来形部分の出来形確認及び技術的確認を行うが給付の対象としない。なお、低入札工事の検査対象の基準日は主務課長又は出先機関の長が定める。

【参 考】

中間検査を指定する工事の「特記仕様書」記載例

中間検査の実施時期

建 築 工 事	土 工 事	根切完了時
	防水工事	防水層施工完了時
	杭 工 事	捨てコン完了後・杭芯ずれ等測定後
	鉄筋コンクリート工事	鉄筋配筋検査(基礎各階等の工程の適時)
		躯体工事完了時
	鉄骨工事	建込完了時
	改修工事	進捗率概ね 50%以上とする。
	特殊工法等	完了時
	改造工事	耐震補強工事完了後
	電 気 設 備 工 事	配管・配線工事
	受変電設備工事	通電前
機 械 設 備 工 事	配管工事	主要配管隠蔽前
	浄 化 槽 設 備	水張り前
部 分 使 用	部分使用範囲の施工完了時	

工事成績評定等実施要領

(目的)

第1 本要領は、千葉県建設工事検査要綱第8条(1)の工事成績評定表の作成並びに成績評定結果の受注者への通知に関する事項を定めることにより、千葉県が発注する建設工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、受注業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 工事成績評定(以下「成績評定」という。)の対象とする工事は1件の請負代金額が500万円以上の建設工事を対象とし評定するものとする。

(成績評定の時期)

第3 成績評定の時期は、検査監にあっては検査実施のつど、主任監督員及び監督員にあっては、工事の完成の時とする。

2 工事成績評定表は、発注機関において完成検査を実施する日までに所要事項を記載し、検査監に提出するものとする。

(評定者)

第4 成績評定を行う者(以下「評定者」という。)は、検査監、主任監督員及び監督員とする。

(成績評定の方法)

第5 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 工事成績の採点は、別記第4号様式により行うものとする。

3 評定にあたっては、別紙-1～別紙-6の「工事成績採点の考査項目別運用表」により行い、別紙-7の「記入方法及び留意事項」、別紙-8「施工プロセスのチェックリスト」を考慮するものとする。

4 工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(考査項目の採点方法)

第6 出来形、中間検査があった場合

$$\text{評定点合計 (⑥)} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2) - \text{⑤}$$

出来形、中間検査がなかった場合

$$\text{評定点合計 (⑥)} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4) - \text{⑤}$$

2 出来形、中間検査が2回以上あった場合、評定点は出来形、中間検査を合わせた平均点を記入する。

- 3 出来形（部分引き渡し）の場合は、主任監督員、監督員及び検査監が各々評定を行い完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。
- 4 監督員、主任監督員、検査監の評定点は小数第1位までとする。
- 5 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
- 6 法令遵守等は、主任監督員が記入する。
- 7 所見は必ず記入する。
- 8 手直しを指示した場合には、手直し前の状態で採点し、手直し後の評価はしないものとする。

（成績評定結果の受注者への通知）

第7 完成検査の成績評定結果については、工事検査結果通知書（別記第7号様式）の評定欄に評定点を記入し、項目別評定点（別記第7号の1様式）を添付のうえ、受注者に通知する。

（成績評定点の修正）

第8 引き渡し後、瑕疵担保期間中に関係法令違反・事故等により瑕疵が判明した時は、再度工事成績採点を見直し施工者に文書で通知するとともに、成績評定結果を修正するものとする。（別記第10号様式）

（説明請求等）

第9 第7、第8の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、発注機関の長に評定点等について説明を求めることができるものとする。

（説明請求の提出）

第10 第9の書面の提出先は、発注機関の長とする。

（説明請求に対する回答）

第11 発注機関の長は、評定点等の通知を受けた受注者から評定点等についての説明を求められた場合、別記第11号様式により速やかに回答するものとする。

- 2 発注機関の長は、前項の回答をする場合、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年5月25日から施行する。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

工事成績採点の考査項目別運用表 目次

1. 土木工事

(土木工事に付帯する機械設備工事、電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事を含む。)

(監督員)

記号	考査項目	細別	工種	ページ
別紙-1①	1. 施工体制	I. 施工体制一般		47
		II. 配置技術者 (現場代理人等)		
別紙-1②	2. 施工状況	I. 施工管理		48
		II. 工程管理		
別紙-1③	"	III. 安全対策		49
		IV. 対外関係		
別紙-1④	3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		50
			機械設備工事	
別紙-1⑤	"	"	電気設備工事、通信設備工事 受変電設備工事	51
別紙-1⑥	"	II. 品質		52
			機械設備工事	
別紙-1⑦	"	"	電気設備工事、通信設備工事、 受変電設備工事	53
			維持・修繕工事	
別紙-1⑧	5. 創意工夫	I. 創意工夫		54

(主任監督員)

記号	考査項目	細別	工種	ページ
別紙-2①	2. 施工状況	II. 工程管理		55
		III. 安全対策		
別紙-2②	4. 工事特性	I. 施工条件等への 対応		56
別紙-2③	6. 社会性等	I. 地域への貢献 等		57
別紙-2④	7. 法令遵守等			58

(検査監)

記号	考査項目	細別	工種	ページ
別紙-3①	2. 施工状況	I. 施工管理		59
別紙-3②	3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		60
			機械設備工事	

(検査監)

記号	考査項目	細別	工種	ページ
別紙-3③	3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事	61
別紙-3④	3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	コンクリート構造物工事	62
			土工事(切土、盛土、堤防等工事)	
別紙-3⑤	〃	〃	護岸・根固・水制工事	63
			鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。)	
別紙-3⑥	〃	〃	砂防構造物工事及び地すべり防止工事 (集水井工事を含む。)	64
別紙-3⑦	〃	〃	舗装工事	65
別紙-3⑧	〃	〃	法面工事	66
別紙-3⑨	〃	〃	基礎工事及び地盤改良工事	67
			海岸工事	
別紙-3⑩	〃	〃	コンクリート橋上部工事 (PC及びRCを対象)	68
別紙-3⑪	〃	〃	塗装工事	69
			トンネル工事	
別紙-3⑫	〃	〃	植栽工事	70
			防護柵(網)・標識・区画線等設置工事	
別紙-3⑬	〃	〃	電線共同溝工事	71
別紙-3⑭	〃	〃	維持工事	72
			修繕工事	
別紙-3⑮	〃	〃	機械設備工事	73
			電気設備工事	
別紙-3⑯	〃	〃	通信設備工事・受変電設備工事	74
別紙-3⑰	〃	〃	地すべり防止工事 (その2)	75
別紙-3⑱	〃	〃	落石防止工事(落石防止ネット、落石防止柵)	76
別紙-3⑲	〃	〃	シールド工事・推進工事	77
			管路工事	
別紙-3⑳	〃	〃	港湾築造工事(浚渫、海岸築造工事を含む)	78

(検査監)

記号	考査項目	細別	工種	ページ
別紙-3㉑	3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質	軽量盛土工事	79
			さく井工事	
別紙-3㉒	〃	〃	グラウンド・コート舗装工事 (野球場・グラウンド・芝舗装・ テニスコート等)	80
			防球ネット工事・防砂ネット工 事	
別紙-3㉓	〃	〃	木柵工事	81
			港湾維持修繕工事 (電気・被覆防食工)	
別紙-3㉔	〃	〃	土工事(汚染土壌処理)	82
			鋼橋補修工事(炭素繊維シート 工法)	
別紙-3㉕	〃	〃	橋梁下部工事	83
別紙-3㉖	〃	〃	消波ブロック等製作・据付工事	84
			仮栈橋工事	
別紙-3㉗	〃	〃	浚渫・河道掘削工事	85
			水管橋工事	
別紙-3㉘	〃	〃	競技場改修工事	86
			擁壁工事等(井桁ブロック)	
別紙-3㉙	〃	〃	擁壁工事等(鋼製枠)	87
			魚礁ブロック製作・運搬・沈設 工事	
別紙-3㉚	〃	〃	暗渠排水工事(木枠栗石詰)	88
			傾斜堤工事(異形ブロック)	
別紙-3㉛	〃	〃	フィルダム工事 ため池(農林)	89
			コンクリートダム工事(農林)	
別紙-3㉜	〃	〃	コンクリート二次製品工事(U 字溝、BF等付帯的なものを除 く)(農林)	90
			区画整理工事(農林)	
別紙-3㉝	〃	〃	暗渠排水工事(農林)	91
別紙-3㉞	〃	〃	海岸防災林造成工事(農林)	92
別紙-3㉟	〃	〃	上記以外の工事	93

(検査監)

記号	考査項目	細別	工種	ページ
別紙-3⑳	3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事・砂防 構造物工事・海岸工事・トンネ ル工事	94
			土工事(盛土・築堤工事等)	
			切土工事	
			護岸・根固・水制工事	
			鋼橋工事	
			地すべり防止工事	
			舗装工事	
別紙-3㉑	〃	〃	法面工事	95
			基礎工事(地盤改良等を含む。)	
			コンクリート橋上部工事	
			塗装工事(工場塗装を除く。)	
			植栽工事	
			防護柵(網)工事	
別紙-3㉒	〃	〃	標識工事	96
			区画線工事	
			維持修繕工事	
			機械設備工事	
			電気設備工事	
			電線共同溝工事	
			通信設備工事・受変電設備工事	
別紙-3㉓	〃	〃	落石防止工事 (落石防止ネット、落石防止柵)	97
			シールド工事、推進工事	
			管路工事	
			港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を含む)	
			軽量盛土工事	
			さく井工事	
			グラウンド・コート舗装工事(野 球場・グラウンド・芝舗装・テニ スコート等)	

(検査監)

記号	考査項目	細別	工種	ページ
別紙-3④⑩	3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	防球ネット工事・防砂ネット工事	98
			木柵工事	
			港湾維持修繕工事 (電気・被覆防食工)	
			土工事(汚染土壌処理)	
			鋼橋補修工事(炭素繊維シート 工法)	
			橋梁下部工事	
別紙-3④⑪	〃	〃	消波ブロック等製作工事	99
			消波ブロック等据付工事	
			仮栈橋工事	
			浚渫・河道掘削工事	
			水管橋工事	
			競技場改修工事	
別紙-3④⑫	〃	〃	擁壁工事等(井桁ブロック)	100
			擁壁工事等(鋼製枠)	
			魚礁ブロック製作・運搬・沈設 工事	
			暗渠排水工事(木枠栗石詰)	
			傾斜堤工事(異形ブロック)	
別紙-3④⑬	〃	〃	フィルダム工事 ため池(農林)	101
			コンクリートダム工事 (農林)	
			コンクリート二次製品工事(U 字溝、BF等付帯的なものを除 く)(農林)	
			区画整理工事(農林)	
			暗渠排水工事(農林)	
別紙-3④⑭	〃	〃	海岸防災林造成工事(農林)	102
			上記以外の工事	

2. 営繕工事（建築工事に付帯する電気設備工事、機械設備工事等を含む。）

（監督員）

記号	考查項目	細別	工種	ページ
別紙—4①	1. 施工体制	I. 施工体制一般		104
別紙—4②	〃	II. 配置技術者 (現場代理人等)		105
別紙—4③	2. 施工状況	I. 施工管理		106
別紙—4④	〃	II. 工程管理		107
別紙—4⑤	〃	III. 安全対策		108
別紙—4⑥	〃	IV. 対外関係		109
別紙—4⑦	3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		110
別紙—4⑧	〃	II. 品質	建築工事	111
別紙—4⑨	〃	〃	電気設備工事、受変電設備工事	112
別紙—4⑩	〃	〃	暖冷房衛生設備工事、機械設備 工事	113
別紙—4⑪	〃	〃	解体工事	114
別紙—4⑫	5. 創意工夫			115

（主任監督員）

記号	考查項目	細別	工種	ページ
別紙—5①	2. 施工状況	II. 工程管理		117
		III. 安全対策		
	6. 社会性等	I. 地域への 貢献等		
別紙—5②	4. 工事特性 (施工条件等への対応)			122
別紙—5③	7. 法令遵守等			121

（検査監）

記号	考查項目	細別	工種	ページ
別紙—6①	2. 施工状況	I. 施工管理		122
別紙—6②	3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		123
別紙—6③	〃	II. 品質	建築工事	124
別紙—6④	〃	〃	電気設備工事、受変電設備工事	125
別紙—6⑤	〃	〃	暖冷房衛生設備工事、機械設備 工事	126
別紙—6⑥	〃	〃	解体工事	127
別紙—6⑦	〃	III. 出来ばえ	建築工事	128
別紙—6⑧	〃	〃	電気設備工事、受変電設備工事	129
別紙—6⑨	〃	〃	暖冷房衛生設備工事、機械設備 工事	130
別紙—6⑩	〃	〃	解体工事	131

工事成績採点の考査項目別運用表

1. 土木工事（土木工事に付帯する機械設備工事、電気設備工事、通信設備工事、受電設備工事を含む。）

別紙－1①

〔記入方法〕1. 該当する項目の□に「レ」マークを記入する。

(監 督 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前に提出している。</p> <p><input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。</p> <p><input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。</p> <p><input type="checkbox"/> 元請が下請の作業成果を検査している。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。</p> <p><input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 { 理由: _____ }</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p>			<p>① 当該「評定対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評定項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。</p>		
	II. 配置技術者 (現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
		<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。</p> <p><input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。</p> <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】</p> <p><input type="checkbox"/> 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。</p> <p><input type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 { 理由: _____ }</p>			<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>	
		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p>			<p>① 当該「評定対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評定項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。</p>		

別紙-1②

〔記入方法〕1. 該当する項目の□に「レ」マークを記入する。

(監 督 員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 <input type="checkbox"/> 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c		<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。					
	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 <input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c		<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。		
		① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。					

別紙-1③

〔記入方法〕1. 該当する項目の□に「レ」マークを記入する。

(監 督 員)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	III. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害防止協議会等を1回/月以上行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p><input type="checkbox"/> 過積載防止に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。</p> <p><input type="checkbox"/> 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 [理由: _____]</p>		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。</p>		<p><input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>
	IV. 対外関係	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である	
<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p><input type="checkbox"/> 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</p> <p><input type="checkbox"/> その他 [理由: _____]</p>		<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p>		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。</p>		<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

別紙-1④

〔記入方法〕1. 該当する項目の□に「レ」マークを記入する。

(監 督 員)

考 査 項 目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
※ ばらつきの判断は別紙-7参照。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 </div>					
機械設備工事	a	b	c	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 <input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 <input type="checkbox"/> その他			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 理由: </div>		
●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> ① 当該「評定対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評定項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、C評価とする。 </div>		

別紙-1⑤

[記入方法] 1. 該当する項目の□に「レ」マークを記入する。

(監 督 員)

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事 通信設備工 事・受変電設 備工事 ※上記欄によ らず、当該欄で 評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 <input type="checkbox"/> 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書のとおり施工している。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書のとおり敷設している。 <input type="checkbox"/> 測定機器のキャリブレーションを、定期的実施している。 <input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。 <input type="checkbox"/> その他 [理由: _____]				
		●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c				
		① 当該「評定対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評定項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値()% = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合、C評価とする。				

別紙-1⑥

〔記入方法〕1. 該当する項目の□に「レ」マークを記入する。

(監 督 員)

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	<input type="checkbox"/> 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値を満足し、a、bに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<p>※ ばらつきの判断は別紙-7参照。</p> <p>① 品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</p>					
機械設備工事	a	b	c	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 <input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 <input type="checkbox"/> 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 <input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 <input type="checkbox"/> 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 <input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を工夫している。 <input type="checkbox"/> 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 <input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 <input type="checkbox"/> 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 <input type="checkbox"/> バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 <input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 <input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現地状況を勘察し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> その他 [理由:]</p>					
<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c</p> <p>① 当該「評定対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評定項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。</p>					

別紙-1⑦

〔記入方法〕1. 該当する項目の□に「レ」マークを記入する。

(監 督 員)

考査項目	工 種	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事 通信設備工事 受変電設備工事	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
	※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめている。 <input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 <input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 <input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 <input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 <input type="checkbox"/> その他				
					① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 評価数() / 対象評価項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、C評価とする。	
	維持・修繕工事	a	b	c	d	e
	※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第18条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
		●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 <input type="checkbox"/> 理由: _____ <input type="checkbox"/> 理由: _____ <input type="checkbox"/> 理由: _____ <input type="checkbox"/> 理由: _____				

別紙-1⑧

〔記入方法〕1. 該当する項目の□に「レ」マークを記入する。

(監督員)

考査項目	細別	工夫事項	
5. 創意工夫	1. 創意工夫	<p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 <input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 支保工、型枠工、足場工、仮架橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 2点の加点 <input type="checkbox"/> ICTを活用した工事。詳細は「千葉県県土整備部ICT活用工事試行要領」による。 <input type="checkbox"/> 1点の加点 <input checked="" type="checkbox"/> ※本項目は2点の加点若しくは1点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の高品質向上に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。 <p>【安全衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落卜物、墜落・転落、挟まれ、有板、立入禁止柵、<small>工事現場の現場等</small>) <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____)
	<p>記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)</p>	<p>評点: _____ 点</p>	<p>【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 評価は各項目において1つレ点が付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
 ※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

別紙-2①

〔記入方法〕1. 該当する項目の□に「レ」マークを記入する。

(主任監督員)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="margin-left: 20px;">〔理由: _____〕</p> <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					
	III. 安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 <input type="checkbox"/> その他 <p style="margin-left: 20px;">〔理由: _____〕</p> <p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>						

別紙-2②

(記入方法) 1. 該当する項目の□に「レ」マークを記入する。

(主任監督員)

審査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	I 構造物の特殊性への対応 <input type="checkbox"/> 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事 <input type="checkbox"/> 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 <input type="checkbox"/> 3. その他 (理由: _____) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば 4点の加点 とする。	(1.について) 切土の土工量: 20万m ³ 以上、盛土の土工量: 15万m ³ 以上、護岸・築堤の平均高さ: 10m以上、トンネル(シールド)の直径: 8m以上、ダム用水門の設計水深: 25m以上、樋門又は樋管の内空断面積: 15m ² 以上、揚排水機場の吐出管径: 2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長: 25m以上、堰又は水門の径間数: 3径間以上、堰又は水門の扉体面積: 50m ² /門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ: 20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積: 100m ² 以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積: 300m ² 以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深: 10m以上、地滑り防止工: 幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量: 100万m ³ 以上、流路工の計画高水流量: 500m ³ 以上、砂防ダムの堤高: 15m以上、ダムの堤高: 150m以上、転流トンネルの流下能力: 400m ³ /s以上、橋梁下部工の高さ: 30m以上、橋梁上部工の最大支間長: 100m以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 <input type="checkbox"/> 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 <input type="checkbox"/> 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 <input type="checkbox"/> 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 <input type="checkbox"/> 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 <input type="checkbox"/> 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事 <input type="checkbox"/> 10. その他 (理由: _____) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば 6点の加点 とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		III 厳しい自然・地盤条件への対応 <input type="checkbox"/> 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 <input type="checkbox"/> 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 <input type="checkbox"/> 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 <input type="checkbox"/> 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 <input type="checkbox"/> 15. その他 (理由: _____) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば 4点の加点 とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
	IV 長期工事における安全確保への対応 <input type="checkbox"/> 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 <input type="checkbox"/> 17. その他 (理由: _____) ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば 6点の加点 とする。		
	評価	評点: _____ 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、監督職員等の意見も参考に評価する。